



令和 8 年度（2026 年度）

第 1 回 定 例 庁 議

令和 8 年 4 月 7 日（火）午前 8 時 30 分～
第一応接室（担当：総合戦略室 内線1111）

1 報告事項

- (1) 総合戦略会議の開催について……………（総合戦略局）
- (2) 上高地の管理運営のあり方に関する研究会からの提言について……………（総合戦略局）
- (3) 地域貢献活動休暇の新設について……………（総 務 部）
- (4) 松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会からの答申について……………（病 院 局）
- (5) 令和 8 年度 6 月補正予算の編成について……………（財 政 部）

庁 議 日 程 に つ い て

第 2 回定例庁議	4 月 2 1 日（火）	8 時 3 0 分～
第 3 回定例庁議	5 月 8 日（金）	8 時 3 0 分～

(報告事項)

庁 議 資 料
8. 4. 7
総合戦略局

総合戦略会議の開催について

1 趣旨

令和8年度の総合戦略会議の開催について報告するものです。

2 目的

解決に向けて難易度の高い重要課題や第12次基本計画の推進に必要な取組みについて、部局横断で戦略的かつ戦術的な議論を行ってビジョンを共有することで、基本構想2030の実現に向けた一体的な取組みにつなげるもの

3 開催予定

4月20日(月)、23日(木)、24日(金)

4 内容

解決に向けて難易度の高い重要課題について議論を行うとともに、第12次基本計画の初年度において、基本構想2030の目指すまちの姿「一人ひとりが豊かさや幸せを実感できるまち」を実現するために、後期計画5年間の取組みについて議論します。

5 出席予定者

市長、副市長、総合戦略局長、総務部長、財政部長
各テーマ及び論点に関連する部局長及び関係課長

6 その他

- (1) 論点については調整の上、各部局に対し、資料の作成を依頼します。
- (2) 各部局が個別に求める論点がある場合には、別途調整します。
- (3) 開催日時及び当日の進め方等については、別途周知します。
- (4) 会議の指示指摘事項は、実施計画第57号をはじめとする今後の取組みの検討に反映するものとします。

担当 総合戦略室
次長 石井 貴文
(内線 1111)

(報告事項)

上高地の管理運営のあり方に関する研究会からの提言について

1 趣旨

上高地の今後の管理運営に係る組織体制、財源等を検討するために設置した上高地の管理運営のあり方に関する研究会（以下「研究会」という。）から、提言書の提出がありましたので、その内容と今後の進め方について報告するものです。

2 経過

- 6. 8. 30 文化庁が、特別名勝及び特別天然記念物上高地の文化財管理団体として松本市を指定
- 7. 1. 24 第1回研究会を開催（以後、計12回開催）
- 10. 24 研究会が、市長に中間とりまとめの内容を報告
- 8. 3. 27 研究会が、市長に提言書を提出

3 提言書の内容（詳細は別紙1のとおり）

上高地を将来に引き継ぐために、以下2点の取組みによる「総合的な管理運営体制（ナショナルパークサービス上高地モデル）の構築」について提言がありました。

- (1) 国立公園事業者を中心とした新たな管理運営組織（法人）の設立
- (2) 利用者負担金等の新たな安定財源の確保

4 今後の予定

- (1) 次期開催の市議会総務委員協議会に報告します。
- (2) 今後も研究会を継続し、令和10年度以降の具体化を想定して、新組織（法人）や利用者負担制度等に係る研究や制度設計を進めます。
- (3) 民間企業（日鉄ソリューションズ株式会社）と連携協定を結び、入域者管理や利用者負担金徴収を含めた、管理運営のプラットフォーム（アプリを核としたシステム）について研究を進めます。（概要は別紙2のとおり）

担当 アルプスリゾート整備本部
上高地対策担当次長 小林 吉文
(内線 35211)

上高地の管理運営のあり方に関する研究会 提言書

令和8年3月27日

1. 序文	・ ・ ・ ・ p1
2. これまでの議論	・ ・ ・ ・ p2～4
3. 提言書	・ ・ ・ ・ p5～9
4. 今後の取組み	・ ・ ・ ・ p10
5. 参考資料	・ ・ ・ ・ p11～

提言にあたって（序文）

- 上高地の管理運営のあり方に関する研究会は、松本市長からの諮問及び環境省中部山岳国立公園管理事務所長からの依頼を受け、次代の上高地の管理運営を担う宿舎事業者を中心としたメンバーで、令和7年1月24日に研究会を発足しました。
- 研究会では、日本アルプス上高地の自然資源としての価値を高め、運営者・訪問者にとってより良い形を目指し、前例のない取り組みを進めていくために、全ての会員が「高い意識」と「将来の上高地に対する当事者意識」を持ちながら、12回の研究会を開催してきました。
- 第1回から第4回までは、「3000m級の山々からなる山岳域があるからこそ、上高地の価値が生まれている」という認識のもと、山岳域の課題から平坦部の課題まで、すべての会員が共通の認識となるように課題の確認・共有を行い、不足しているリソース（資金・人材）を確認しました。
- また、第5回から第7回までは、組織に関するイメージや利用者負担に関する制度上の仕組みについて研究を進め、令和7年10月24日には中間とりまとめとして、「上高地に山積している課題を解決するためには、『組織体制強化』と『財源確保』の研究をする必要がある」ことを報告しました。
- その後、上高地内の複雑な管理運営体制の実態と任意団体の実情の共有や、利用者負担制度導入地域（沖縄県竹富町）の現地視察などを通じた国内事例の研究、利用者アンケートの結果等を踏まえ、提言内容を検討してきました。
- この度、これまで12回開催した研究会の結果を踏まえ、「提言書」をとりまとめましたので、ご報告します。

令和8年3月27日
上高地の管理運営のあり方に関する研究会
会長 藤澤 高穂

研究会におけるこれまでの議論の経過

1 事務局で整理した課題/会員が感じている課題の共有

R7.1.24

- 上高地（山岳地域、平地域）には解決できていない課題が山積

2 議論の方向性確認/課題解決するための活動と必要な資源

R7.2.27

- 課題解決の活動には【人・体制】【資金】【知識・技術】が必要（ロジックモデルで議論）

3 山岳域の課題掘り下げ/自然公園財団業務概要/行政機関のコスト共有

R7.5.28

- 山岳域では、人員確保、レギュレーション、情報提供、山小屋の公的役割の制度的担保が課題
- 関係行政機関のコストを把握、今後増加することは困難

4 自然公園財団の課題掘り下げ/議論の方向性を再確認

R7.6.25

- 自然公園財団の果たす役割は多様、リソース確保も必要
- 大きな視点で課題解決の方向性の検討が必要

研究会におけるこれまでの議論の経過

5 現状の課題まとめ/事務局提案（組織体制・財源）

R7.7.30

- 事務局提案に対する疑問点・不安点を共有
 - 【組織】範囲、機能、事業、実現性等
 - 【財源】制度、手法、使途、本来負担者、既存制度との整理等

6 事務局提案の補足/組織設立によるメリット/中間報告に向けた進め方

R7.8.27

- 組織・財源について以下の議論が必要
 - 【組織】既存組織との関係、範囲、責任の所在、人材確保等
 - 【財源】徴取方法、エリア、価格設定、対象者、使途等
- 上高地の課題解決には組織設立や入域料に関する研究が必要（ただし事務局提案には拘らない）

7 組織・財源に関する事例紹介①（知床、竹富島等）/中間とりまとめ内容

R7.9.24

- 既往資料による国内事例と研究事例（東大山本准教授）を共有
- 中間とりまとめの内容の合意

R7.10.24

中間
とりまとめ

- ①『組織体制強化』と『財源確保』の研究をする必要がある
 - (1) 管理運営組織（法人）の検討
 - (2) 入園料（利用者負担制度）の検討
- ② 行政機関(国・県)に対して予算・人員の増員を求め続けていく
- ③ 市に対して本研究への主体的な関与や体制強化を求めていく

研究会におけるこれまでの議論の経過

8 組織・財源に関する事例紹介②（富士山、制度補足）

R7.10.29

- 提言に向けた進め方を確認

9 事例紹介（ジャングリア・竹富町視察報告）/上高地における既存組織の概要 10 利用者アンケート結果など

R7.11.28

R7.12.24

- 事例紹介から課題解決のための組織運営には理念＋財源が必要
- 上高地における任意団体の現状と課題として以下を共有
（多数の団体で複雑、脆弱な体制、財源不足、責任の所在、法的リスク大 等）
- 利用者は入域料徴収に関して肯定的（利用者アンケート結果）

11 提言に向けた方向性について/提言書案について 12

R8.1.28

R8.2.25

- 組織と財源に関する提言の方向性について確認
- 提言の構成と内容について確認

これからの上高地を、どう引き継ぐか

来る人、守る人、迎える人、すべてにとって上高地が最善であり続けるために

① 国立公園事業者（注1）を中心とした新たな管理運営組織（法人）の設立と

② 新たな安定財源の確保による

総合的な管理運営体制「ナショナルパークサービス上高地モデル」の構築を提言します

（注1） 宿舎や駐車場、道路などの施設の整備・維持を中心に、国に代わって国立公園の管理運営を担っている者

管理運営を担う人たちの負担が報われ、上高地を次世代へ引き継ぐために関係者が役割を分かち合いながら支えあう新たな仕組みづくりへ

揺らがないこと

- ・ 行政が果たすべき役割は、変わらないこと
- ・ 上高地は、地元が主体となって支えてきたこと
- ・ これまでの関係者の取組と貢献を大切にすること

参考資料1

変えなければ立ち行かないこと

- ・ 誰が何を担うのかが分かりにくいこと
- ・ 必要な仕事が地元関係団体の役員など特定の人に頼っていること
- ・ 仕組みが複雑で改善が進みにくいこと

目指すこと

- ・ 誰が何を担うのかが分かりやすい状態
- ・ 現場の実情にあった判断が平常時も非常時も活かされる状態
- ・ 様々な課題への対応が進み、改善が実感できる状態

①管理運営組織（法人）の設立

なぜ必要か

参考資料2
参考資料3

- 多数の行政機関が関わることで、管理や調整の役割が分かれすぎている。また、会議が多く煩雑、責任の所在が不明で決定に時間がかかる場面がある（コーディネーター機能が不在）
- 必須の業務が、**地元の任意団体の役員、特に3団体(注2)の長に集中し、後継者不足が顕在化している**
- 会議の重複構造による事務的な負担が多数発生している
- 誰かの無理や善意に頼る運営が、限界に近づいている

(注2) 上高地町会、上高地観光旅館組合、北アルプス山小屋友交会

どう考えるか

- 責任と役割を整理し、分かりやすく共有する
- 現場の実情にあった判断が平常時も非常時も活かされる体制とする
- 上高地町会や観光旅館組合等の**既存の任意団体を統合し、管理運営を担う中核的な組織（法人）を国立公園事業者が中心となって設立する**
- 他に例のない、**官民一体の国立公園管理体制「ナショナルパークサービス上高地モデル（注3）」を実現する**

(注3) 国立公園事業者が、管理運営の主体となる法人をつくり、その法人が総合的に国立公園管理をする仕組みをイメージ

①管理運営組織（法人）の設立

担うこと

- 管理運営に関する調整や他の法人や機関との連携の窓口となること
- 必須業務を一元的に整理し、安定して担うこと
- 改善や対応を止めず、着実に前に進めること

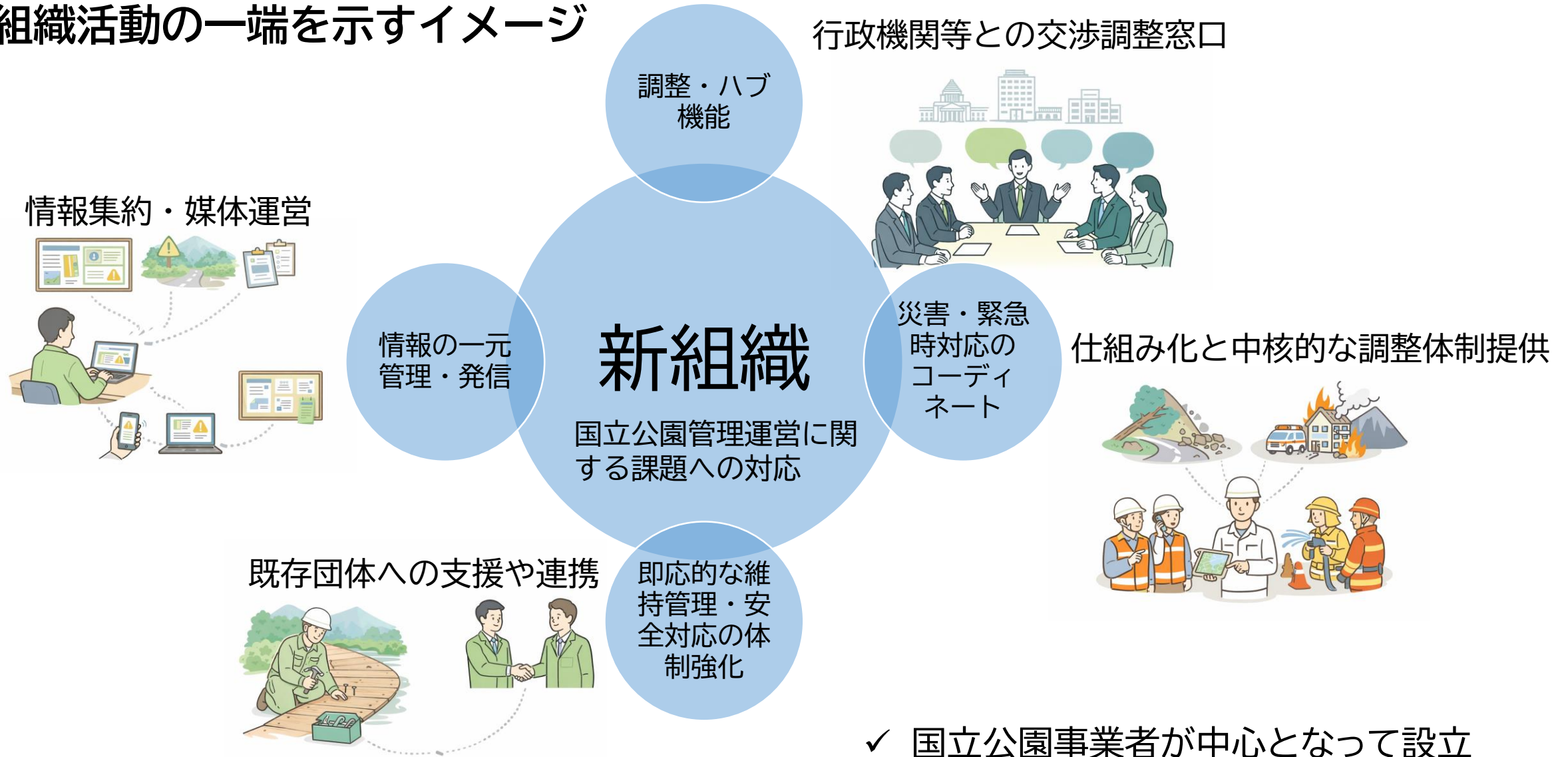
担わないこと

- 行政が担うべき責任
- 規制や許認可に関する制度設計や枠組みづくり
- 他の法人・機関が担っていること（注4）

（注4）ただし、法人機関や任意団体、個人に過度な負担が生じてきた部分については、管理運営の中で整理し、解消を図っていく。

①管理運営組織（法人）の設立

新組織活動の一端を示すイメージ



- ✓ 国立公園事業者が中心となって設立
- ✓ 既存の任意団体の統合、法人化

②新たな安定財源の確保

何のために

参考資料4

- 現場の実情にあった対策を行えるようにするため
- 様々な課題に対応し、着実に改善を進めていくため
- 上高地の自然環境や利用環境を、将来にわたって守り続けるため

どう考えるか

参考資料5

- 管理運営を担う体制が、安定して機能し続けることを重視する
- 公的機関（国・地方自治体）や事業者による負担に加え、受益者である利用者による負担金（注5）など、新たな安定的財源を検討する。

（注5）文化財保護法に基づく観覧料等による利用者負担金

- 受益と負担のバランスが取れた財源のあり方を検討する。
- 負担のあり方は、使い道が分かり、納得感のあるものとする

今後の取組み（具現化に向けて）

- 新組織（法人）や利用者負担による新たな財源を具現化するためには、スピード感をもって、さらに研究を深めていくことが必要です。（本研究会による研究の継続）
- また、具現化に向けた制度設計を進めていくためには、関係機関との調整や、専門的な知見を有する有識者や民間企業との連携が必要です。
- 今後の取組みに関して、環境省と松本市が中心となり制度設計や合意形成について主体的な調整をお願いします。

令和 8 ～ 9 年度

- 具体化に向けた調査、研究、制度設計
 - 新組織の構築に向けた調査、研究、設計（体制、事業計画、設立手順等）
 - 利用者負担制度の具体化に向けた制度設計
 - 利用者負担金の徴収方法や情報発信手段の研究（アプリを含む。）など
- ◆ あり方研究会による研究
- ◆ 関係機関との調整

令和 1 0 年度以降

- 事業化（具体化）

参考資料 1 – 管理運営体制の現状と課題

環境省【公園計画】
施設の配置、規模、規制区分を規定



【土地所有】 99.9%国有財産（行政財産）
そのほとんどが国有林野（林野庁所管）

1 文化財である上高地は国立公園制度により山岳観光地を形成

【国立公園の仕組み】

- 国が公園計画で規制計画と事業計画（道路、園地、宿舎等の利用施設の配置や規模など）を計画決定
- 利用施設の整備など公園事業は国が執行する。民間事業者や県、市は国に代わって公園事業を執行できる。
- 国が行う国立公園事業に対し、受益の範囲内で地方公共団体に費用の一部を負担させることができる。

2 管理運営体制の現状と課題

- 国立公園制度による文化財としての保存活用が実現
- 日本の国立公園は居住地域や私有地が含まれる地域制だが、上高地はほとんど国有地。本来的には国が所有し、国が管理運営責任を持つ。
- しかし、土地所管と国立公園管理が別省庁で、国による一元的管理が困難。国立公園管理に係る予算、人員は少ない。
- このため、宿舎事業者の自助共助に大きく依存。自治体にも過度な負担
- 複数の任意団体に関わる複雑な管理運営体制。責任の所在が不明確で調整に時間を要する。
- 複数の団体で財政難に直面。ガバナンスが弱く、任意団体であるため代表者や構成員個人へ責任が及ぶリスクもある。また、代表者の役割と業務量が多く、今後のなり手確保が困難

⇒管理運営の体制が脆弱、財源も十分ではないため、山積する課題解決が進まない。現状の運営体制は、将来の持続性に不安がある。

参考資料 2－上高地に関する既存の任意団体

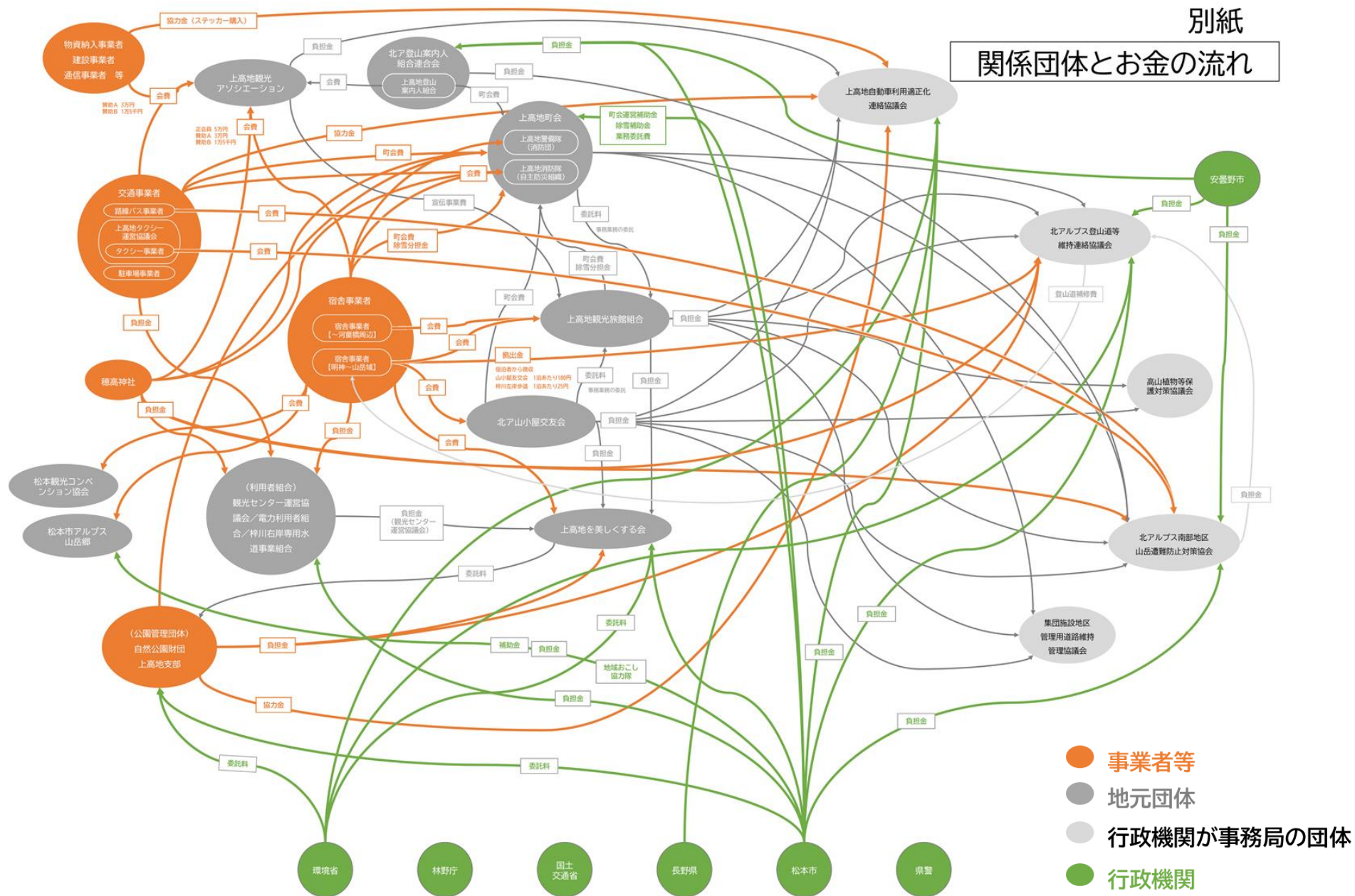
上高地を対象としている任意団体

上高地町会
上高地警備隊
上高地観光旅館組合
上高地観光アソシエーション
上高地を美しくする会
上高地ネイチャーガイド協議会
上高地自動車利用適正化連絡協議会
上高地開山祭実行委員会
上高地閉山式実行委員会
上高地電力利用者組合
上高地集団施設地区・管理用道路維持管理協議会
上高地登山案内人組合
上高地右岸水道組合
中部山岳国立公園上高地連絡協議会
...

広域的な任意団体

北アルプス山小屋友交会
北アルプス山小屋協会
北アルプス登山道等維持連絡協議会
北アルプス南部地区山岳遭難防止対策協会
北アルプス登山案内人組合連合会
中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会
中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会
長野県山岳環境連絡会
北アルプス南部地域協議会
茜会
ヘリポートあづさ会
飛騨山小屋友交会
北アルプス飛騨側登山道等維持管理連絡協議会
高山植物等保護対策協議会
中信地区協議会
国有林観光施設協議会
...

参考資料 3 – 既存関係団体とお金の流れ



イメージ

参考資料4－上高地が抱える山積する課題

国立公園の管理運営に関する課題

※自然公園法に基づく国立公園としての管理運営に関わる課題

情報
発信

入域管理
管理運営
施設

野生
動物対策
生物多様
性・景観
保全

防災

道路

医療
救助
衛生

電気
通信

- 国立公園の管理運営に関わる課題が山積
- 社会情勢の変化等に伴い新たな課題も発生

各行政機関が取り組むべき課題

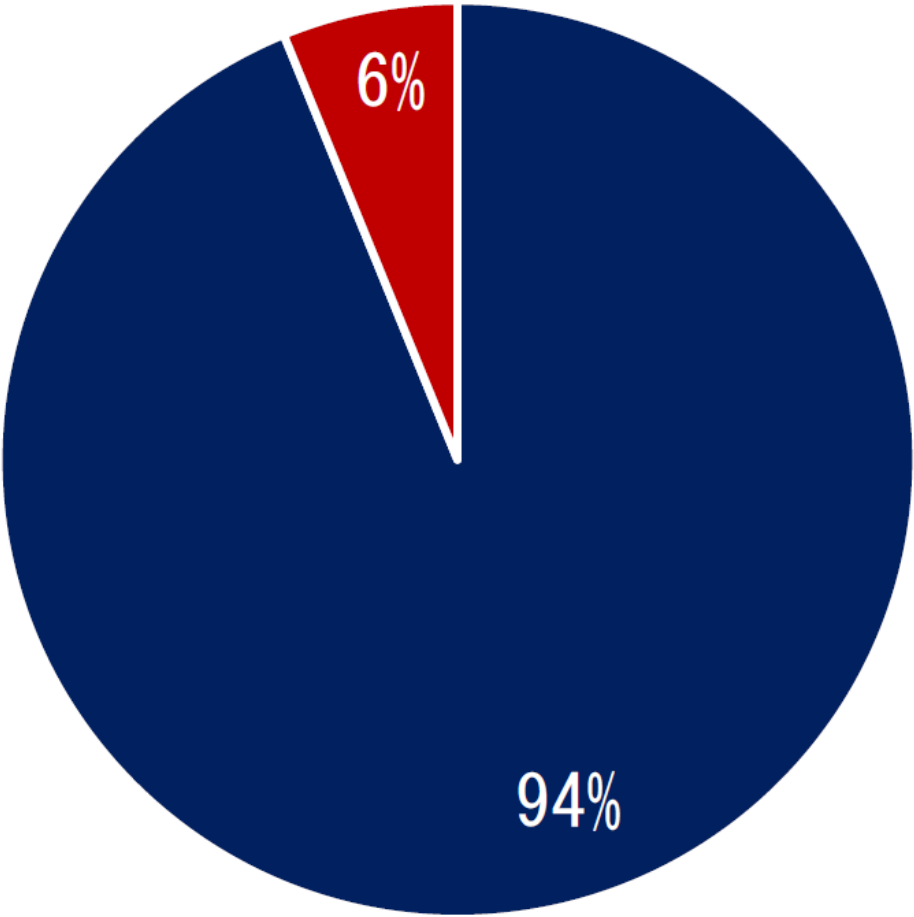
※山岳観光地上高地に対して、関係法令に基づき各行政機関で実施している課題

- 県道上高地公園線の安全対策（県道管理）
- 河床の土砂掘削（一級河川管理）
- 焼岳の退避壕、退避舎整備（火山防災）
- 各支川の安全対策（砂防事業・治山事業）

など

参考資料 5 – 利用者アンケートの結果

利用者負担（入域料） 制度導入への賛否



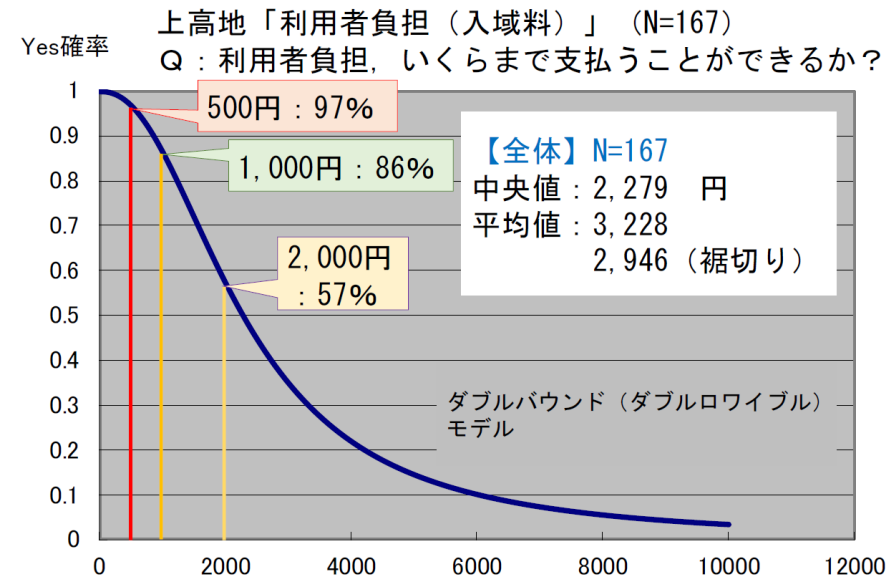
■ 賛成

■ 反対

N = 178

- 調査期間
令和7年10月1日～31日
- 調査実施者
環境省、松本市
東京大学大学院農学生命科学研究科
山本准教授（調査とりまとめ分析）

支払意思額曲線 (WTP: Willingness to Pay)



民間企業との連携協定について

別紙2

1 相手方

日鉄ソリューションズ株式会社（以下、NSSOL）

2 会社概要

- (1) 設立 1980年10月
- (2) 従業員数 8,647名（2025.3時点）
- (3) 事業概要 情報システムに関するソフトウェア、ハードウェアの開発
ITを用いたアウトソーシングサービス等
（日本製鉄の連結子会社として情報システムの企画、設計、開発、運用を全面的に受託）



3 協定締結日

令和8年4月下旬を予定

4 協定の目的及び連携事項

上高地の管理運営体制の構築に関する研究を連携して行うことで、上高地の保護及び利用の調和がとれた管理運営の推進を図ることを目的に以下の事項について連携する。

- (1) 入域者管理及び利用者負担制度の運用方法の研究に関する事
- (2) 上高地の保護及び利用に関する情報の提供並びに共有体制構築の研究に関する事
- (3) 上記(1)(2)を含めた管理運営のプラットフォーム構築（アプリを核としたシステム）の研究に関する事

5 備考

- (1) NSSOLは、令和7年度から観光庁補助事業を活用してプラットフォームの開発・研究に着手
- (2) 本協定では開発した成果物の導入を前提とするものではないことを明記
- (3) 上高地周辺は携帯不感地が存在する等、通信環境が脆弱であり、現状でのプラットフォームの導入は困難。
このため導入する場合は、通信環境の改善が必須

民間企業との連携協定について (プラットフォームのイメージ)



庁 議 資 料
8. 4. 7
総 務 部

(報告事項)

地域貢献活動休暇の新設について

1 趣旨

松本市独自の職員の休暇制度として、令和8年度から地域貢献活動休暇を新設したことについて報告するものです。

2 経過

7. 6. 16 6月定例会で議員から市職員が部活動の地域展開の指導者として活動に参加できる勤務環境づくりについて要望
- 9～ 教育委員会が地域クラブの指導者に関する職員アンケートを実施
(地域貢献活動休暇のような特別休暇を支援として望む意見が最多)
8. 3. 2 2月定例会で地域貢献活動休暇の新設を答弁

3 新設の目的

地域活動の担い手不足や、部活動の地域展開の課題に対し、市職員の地域活動への一層の関わりを望む声がある中、特別休暇の新設により、地域社会に貢献する活動を行う意欲のある職員を支援し、地域活動への参加を促進するものです。

4 地域貢献活動休暇の概要 (要件：別紙のとおり)

項 目	休 暇 内 容
対象となる 地域貢献活動	①自治会・町会活動 ②自主防災組織活動 ③NPO法人活動 ④PTA活動 ⑤地域クラブ活動等 ⑥地域住民主体団体活動 ⑦その他公益性の高い活動
休暇の上限	年5日まで (休暇期間は、正規：暦年、会計年度：年度)
取得単位	1日または1時間
対象職員	正規職員・会計年度任用職員(月額報酬かつ1日7時間30分以上勤務する職員)
休暇の種類	特別休暇(有給)

※ 長野県の制度をモデルに、松本市の実態に即した独自休暇制度

5 期待される効果

- (1) 市民や地域の要請に応えることで、行政への信頼関係が醸成され、協働のまちづくりが推進できる。
- (2) 地域貢献活動への参加を通じ、職員が地域や人を知ることによって得た学びを職務遂行や行政サービスの向上に生かすことができる。
- (3) 職員の自己実現やワークライフバランスの向上に資することができる。

6 ボランティア休暇の見直し

同様に地域社会の課題に貢献する公益効果のあるボランティア休暇について、地域貢献活動休暇との整合をとり、対象を会計年度任用職員にも拡大しました。

7 今後の対応

新設した休暇制度や時差出勤制度等について職員に周知し、お互い気兼ねなく地域活動に参加できる職場環境づくりを推進します。

担当	人事課
課長	塚田 喜代志
	(内線 1 1 5 0)

地域貢献活動休暇の要件

項 目	要 件
対象職員	正規職員 会計年度任用職員（※月額報酬で1日7時間30分以上勤務）
休暇の内容	特別休暇（有給）
対象活動（柱書） 団体活動	次の①～⑥の団体が行う地域に貢献する活動 （専ら親族に対する支援となる活動その他市長が定める活動を除く。）
対象団体① 自治会・町会	地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体及びその連合組織 ●自治会・町会活動 例）・自治会から謝礼金を受領して、自治会運営に従事 ・加入する自治会住民の当番制による活動に従事 ・構成員としてでなく、呼びかけに応じ任意に自発的に参加する活動は対象外（例：親睦旅行の募集に応募し、一参加者として参加） ・地縁による団体の連合組織の活動も対象とする。
対象団体② 自主防災組織	災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織及びその連合組織 ●自主防災組織活動 ・防災連合会の活動も対象とする。
対象団体③ NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 ●NPO法人活動
対象団体④ PTA	P T A・青少年教育団体共済法第2条第1項に規定するP T A又はこれに類する団体及びその連合組織 ●P T A活動 例）・役員会議や学校行事の打合せ会議に出席 ・PTAの連合組織の活動も対象とする。
対象団体⑤ 地域クラブ活動等	地域において子どもを対象としてスポーツ又は文化活動を行う団体等（市長が定めるものに限る。） <市長が定めるもの> 地域の団体又は個人が主体となり、中学生等を対象に計画的・継続的に実施するスポーツ又は文化活動 ●地域クラブ活動 ①まつチャレ ②その他の地域クラブ活動 ●その他部活動の地域展開の受け皿となる活動
対象⑥（その他団体） 地域住民主体団体	①から⑤以外の地域住民を主体として構成される団体 例） ●子ども会育成会 ●交通安全協会 ●市民活動サポートセンター登録団体の地域貢献活動 （NPO法人格のないもの） ●本市の地域特性を活かし、子どもの多様な成長機会を地域全体で支える仕組みとして行われる活動 例）・公民館等のサークル、地域団体活動からの講師依頼等への対応 ●地域住民が主体となる団体からの講師依頼等への対応
対象活動⑦（その他） 公益性の高い活動	その他公益性の高い地域に貢献する活動として市長が定める活動

地域貢献活動休暇の要件

項 目	要 件
対象エリア	市内及び居住・就学等で家族が生活する地域を拠点とする活動 (家族の原則想定範囲：配偶者、父母、子)
報酬	有無を問わない。 報酬額は、営利を目的としない地域貢献活動の謝金として社会通念上相当な範囲内の額 ・各活動の標準的な報酬から大幅な乖離がない額か、個別判断
対象外の活動	<市長が定める対象外の活動> ・専ら親族に対する支援となる活動 ・営利を目的とした活動 ・報酬額が適当でない活動 ・雇用関係に基づく活動 ・政治活動、宗教活動、公序良俗に反する活動
休暇の期間	1年につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間 ・暦年単位（正規職員）、年度単位（会計年度任用職員）
休暇の取得単位	1日又は1時間 ただし、残日数をすべて使用しようとする場合に1時間未満の端数がある場合はその時間
休暇の取得手続	地域貢献活動計画書（及び添付書類）を添付 ・手続きの簡便化のため、活動計画書は同一の活動に関しては年1回の提出で可とする。 休暇申請は、庶務事務システムにより申請 ・事由欄に当日の活動内容を記載

「松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」
「松本市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」

}

に規定

(報告事項)

庁議資料
8. 4. 7
病 院 局

松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会からの答申について

1 趣旨

松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会（以下「検討委員会」という。）から答申がありましたので、その内容と今後の進め方について報告するものです。

2 経過

- 6. 9. 12 石本・アーキディアック設計共同企業体と松本市立病院建設工事実施設計業務（以下「実施設計業務」という。）委託契約を締結（契約期間：令和6年9月12日から令和7年8月29日まで）
- 7. 7. 29 厚生委員協議会に医療事故について報告
- 8. 2. 1 市立病院建設特別委員会（以下「特別委員会」という。）に医療事故に伴い、実施設計業務の休止及び契約期間の延長（令和8年3月末まで）をすることについて報告
- 10. 1. 5 厚生委員協議会に分娩機能の廃止について協議し、了承
- 11. 2. 6 特別委員会で、松本市立病院建設基本計画（以下「基本計画」という。）の見直し検討について協議し、了承
- 12. 1. 5 検討委員会に諮問（令和8年3月16日まで計4回開催）
- 8. 3. 26 検討委員会が答申
- 4. 3 特別委員会に検討委員会からの答申内容について報告

3 諮問事項（別紙1のとおり）

- (1) 国が策定する新たな地域医療構想のガイドラインにおける方向性と基本計画の整合性
- (2) 長野県の医療提供体制のグランドデザインを踏まえた「地域型病院」としての役割

4 答申の概要

諮問に対し、検討委員会より次のとおり答申がありました（詳細は別紙2のとおり）。

(1) 新病院の整備方針

- ア 地域の高齢者を中心とした医療ニーズに対応できる、総合的な診療体制を整備
- イ 広域型病院等と機能分担・連携した、地域密着型の機能を持つ「地域型病院」

(2) 新病院の診療機能

- ア 地域型病院として担う急性期医療

(ア) 一般診療

a 総合診療

総合診療医を配置した初期診療機能

b がん診療

拠点病院と連携した術後・放射線療法後の経過観察や薬物療法導入後の継続治療

c 慢性期疾患の治療

地域に根差した病院としての診療体制の充実

(イ) 救急医療

a 高齢者救急

高齢者の救急医療への対応を充実

b 一般救急

高次救急医療機関と連携し、初期診療・入院治療体制を充実

(ウ) 災害医療

a 行政などと連携し、継続的な医療提供体制を維持

b 被災傷病者の受入れ可能な体制整備及び人材育成を実施

イ 地域型病院として担う包括期医療・在宅医療支援及び地域連携

(ア) 一般診療

急性期から在宅療養までのライフサイクル全体にわたる医療を総合的に提供

(イ) 救急医療

地域の高齢者救急及び一般救急を担い、初期診療及び入院治療を提供

(ウ) 予防医療

a 特定健診・人間ドックなどの体制整備により、疾病の予防・早期発見・早期治療を支援

b フレイル外来による高齢者への包括的なアプローチ及び受診後のフォローアップの体制整備

(エ) 終末期医療

緩和ケアに対応可能な病床の整備及び多職種による緩和ケアチーム体制の構築

(オ) 在宅医療・在宅支援

医療・介護・行政などと連携し、松本西部地域の地域包括ケアシステムの一翼を担う。

ウ 公立病院として担う政策医療

(ア) へき地医療

中山間地域の診療所のバックアップ及び地域住民に必要な医療の継続的な提供

(イ) 周産期医療

健診協力医療機関として地域の出産・育児環境を支える。

(ウ) 小児医療

軽症から中等症の小児救急や感染症などの急性期患者に対応するための体制整備

(エ) 感染症医療

a 松本圏域唯一の感染症指定医療機関として外来・入院機能を整備

b 専門性の高い医師の確保及び後継者育成・研修体制の構築

(3) 新病院の規模・設備等

ア 病床機能

- (ア) 急性期病床を削減し、回復期リハビリテーション病床及び地域包括ケア病床を拡大
- (イ) 地域包括医療病棟の設置・運営について検討

イ 病床数

現在の基本計画に示す180床から、分娩機能の廃止及び2040年頃の医療需要を考慮し、140床から160床程度に削減

ウ 手術室

将来的な手術件数の減少及び麻酔科医確保が困難である点を考慮し、3室から2室（うちバイオクリーン対応1室）に削減

エ 外来診察室

- (ア) 診療科を横断的かつ柔軟に利用できるフリーアドレス制を採用
- (イ) 新興・再興感染症に対応できる陰圧室・個室診察室を整備
- (ウ) 将来の患者数減少等を見越し、基本計画の31室から約25室程度に削減を検討

オ 標榜科

医師確保が困難な診療科については、廃止などを含め見直し（現基本計画26科）

カ 医師確保

圏域の医療機関と役割分担を明確にし、広域型病院等と連携して医師確保に努める。

キ その他

- (ア) 病院名称
直感的に場所を連想できるよう名称の見直しを検討
- (イ) 将来を見据えた施設整備
将来の医療需要の変化に応じて、病床数の更なる縮小や病床機能の変更にも柔軟に対応できる設計
- (ウ) 基本計画の修正
計画内容を改めて見直し、整理・最適化

5 今後の進め方等

- (1) 検討委員会からの答申内容を最大限尊重し、直ちに基本計画の修正作業に着手します。
- (2) 今回の答申を受け、実施設計の現時点での成果品を修正するだけでは、答申内容に対応することは困難であると判断し、業務を終了する変更契約を締結しました。

担当 病院建設課 課長 太田 辰彦 (外線 92-6011)

松病建第 24 号
令和 7 年 12 月 15 日

松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会
委員長 花岡 正幸 様

松 本 市 長 臥雲 義尚
松本市病院事業管理者 北野 喜良

諮 問

松本市立病院（以下「市立病院」という。）では、産科における医療事故を発端とした分娩機能の廃止により、松本市立病院建設基本計画（以下「基本計画」という。）を修正する必要が生じています。

こうした折、国は、2040 年を見据えて、従来の入院医療に加え、医療・介護の総合的な提供体制を対象とした新たな地域医療構想のガイドライン策定を進めています。

一方、長野県においても、「病床機能」から「病院機能」へと視点をシフトさせ、地域の実情に応じた医療提供体制のグランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）を策定し、地域型病院と広域型病院の役割分担と連携を推進することを掲げています。

このような医療を取り巻く環境の急速な変化と政策転換に対応し、市立病院の将来的な役割と機能を適切に位置付けるために、国及び県の基本方針と基本計画の整合性を検証し、松本圏域の地域医療体制全体における松本市立病院の位置付けを明確にすることが必要と考えました。

以上の理由により、貴委員会に下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 国が策定する新たな地域医療構想のガイドラインにおける方向性と基本計画の整合性
 - ア 地域の患者・要介護者を支えられる地域全体を俯瞰した構想
 - イ 連携・再編・集約化をイメージできる医療機関機能に着目した医療提供体制の構築
 - ウ 限られたマンパワーにおけるより効率的な医療提供の実現
- (2) グランドデザインを踏まえた「地域型病院」としての役割・機能

2 答申時期

令和 8 年 3 月末

令和8年3月26日

松本市長 臥雲 義尚 様
松本市病院事業管理者 北野 喜良 様

松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会
委員長 花岡 正幸

松本市立病院建設基本計画見直し検討について（答申）

令和7年12月15日付け松病建第24号で諮問のありました松本市立病院建設基本計画の見直し検討について、下記のとおり答申いたします。

記

1 はじめに

松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会（以下「本委員会」という。）は、松本市立病院（以下「市立病院」という。）の医療事故を発端とした産科分娩機能の廃止や医療を取り巻く情勢の大きな変化を受け、松本市立病院建設基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しを専門的な見地から検討するために設置されました。

諮問事項は大きく分けて二つありました。第一は、国が2040年とその先を見据えて策定する新たな地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）における方向性と基本計画との整合性です。第二は、県が策定する医療提供体制のグランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）を踏まえた「地域型病院」としての役割・機能についてです。

地域医療構想及びグランドデザインの大きな目的は、多疾患を抱える高齢者の増加への対応や、生産年齢人口の減少による医療人材の不足といった課題に対応し、限られた医療資源を有効に活用できるよう、医療機関の機能・役割を明確化し、持続可能な医療提供体制を構築することです。

本委員会では、こうした国・県の方針を踏まえながら、将来的な医療ニーズの変化も見据えて、市立病院の役割・機能や施設の適正規模等について4回にわたって活発な議論を行い、市立病院のあるべき姿について以下のとおり取りまとめました。

2 答申内容

(1) 新病院の整備方針

ア 松本西部地域の医療機関として、地域における高齢者を中心とした医療ニーズに対応できるよう、総合的な診療体制の整備を求めます。

イ 限られた医療資源を有効活用するため、広域型病院等との機能分担と連携を進め、地域密着型の機能を持つ「地域型病院」としての役割を担うことが必要と考えます。

(2) 新病院の診療機能

ア 地域型病院として担う急性期医療

(ア) 一般診療

a 総合診療

複数の疾患を抱える高齢者に全人的医療を提供できるよう、総合的な診療能力を有する総合診療医を配置し、様々な疾患に対する初期診療機能を担うべきと考えます。

b がん診療

がん罹患者数は2040年頃をピークに緩やかに減少することが見込まれるほか、患者の高齢化やがん診療の急速な進歩と多様化等により手術患者数は減少傾向にあります。また、将来的に外科医不足が深刻になるという予測もあることから、医療資源の集約化による機能分担を推進し、地域全体で医療提供体制を維持することが求められています。

こうした中で、がん診療については、拠点病院等と連携し、主として手術・放射線療法後の経過観察や薬物療法導入後の継続治療を担うことが適切だと考えます。

c 慢性疾患の診療

高齢化の進展に伴い、生活習慣病等の疾患が増加すると考えられるため、地域に根ざした病院としてこれらの診療体制を充実させるべきと考えます。

(イ) 救急医療

a 高齢者救急

誤嚥性肺炎、心不全、骨折など、今後も増加が見込まれる高齢者の救急医療への対応を充実させるべきと考えます。

b 一般救急

高次救急医療機関と連携を図りながら、地域の救急患者に対し初期診療及び入院治療に対応できる体制を充実させるべきと考えます。

(ウ) 災害医療

行政や地域関係機関（消防、警察等）と連携し、災害時においても継続的な医療提供体制を維持しつつ、被災傷病者の受入れも可能な体制整備と人材育成が望ましいと考えます。

イ 地域型病院として担う包括期医療・在宅医療支援及び地域連携

(ア) 一般診療

上記ア(ア)と同様に、総合診療医を配置し、急性期から包括期、在宅療養までの「ライフサイクル全体」にわたる医療を総合的に提供することが望ましいと考えます。

(イ) 救急医療

上記ア(イ)と同様に、地域の高齢者救急及び一般救急を担い、高次救急医療機関と連携し、初期診療及び入院治療を行うことを求めます。

(ウ) 予防医療

市が推進する特定健診や人間ドックなどの体制を整備し、疾病の予防・早期発見・早期治療を支援する予防医療サービスを充実させるべきと考えます。

また、フレイル外来などを設置し、高齢者を身体・認知・口腔・栄養面から包括的にアプローチするとともに、受診後のフォローアップも含めた体制整備を求めます。

(エ) 終末期医療

地域包括ケアシステムの重要な役割の一つである終末期医療に対応するため、緩和ケアに対応可能な病床を整備し、多職種による緩和ケアチーム体制を構築して、患者・家族の身体的・精神的・社会的苦痛を軽減し、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上に努めるよう求めます。

(オ) 在宅医療・在宅支援

「地域型病院」として、医療・介護・行政などと連携体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、松本西部地域の地域包括ケアシステムの一翼を担う役割を果たすことを求めます。

ウ 公立病院として担う政策医療

(ア) ヘき地医療

医療資源が限られた中山間地域において、診療所の医師を支えるバックアップ体制や、地域住民に必要な医療を継続的に提供するための体制を維持すべきであると考えます。

(イ) 周産期医療

分娩医療機関と連携し、健診協力医療機関として、妊娠初期から中期の健診、産後ケア等、妊産婦と乳幼児の健康管理、相談支援を通じ、地域の出産・育児環境を支える役割を担うべきと考えます。

(ウ) 小児医療

地域の住民が安心して子育てができるよう、軽症から中等症の小児救急や感染症などの急性期患者にも対応できる体制整備を求めます。

(エ) 感染症医療

松本圏域唯一の感染症指定医療機関として、一般感染症から新興・再興感染症まで幅広く対応するための外来・入院機能の整備を求めます。

また、併せて専門性の高い医師の確保に努め、後継者育成や研修体制の構築への注力を求めます。

(3) 新病院の規模・設備等

ア 病床機能

現状、市立病院に入院する患者の7割強は65歳以上であり、今後も高齢者の比率が上昇すると見込まれます。高齢者は、長期管理が必要な慢性疾患になるケースが多くなることから、急性期病床を削減し、回復期リハビリテーション病床及び地域包括ケア病床を拡大する必要があると考えます。併せて、地域包括医療病棟の設

置・運営についても検討を進める必要があると考えます。

イ 病床数

病床規模については、分娩機能の廃止や2040年頃の医療需要等を考慮すれば、現在の基本計画に示す180床から140～160床程度まで減らすべきであると考えます。

ウ 手術室

患者の高齢化やがん治療の急速な進化・多様化に伴い、手術患者数は減少傾向にあります。市立病院は「地域型病院」として高齢者疾患と初期救急を中心とした役割を担うことから、将来的に手術件数がさらに減少すると考えられます。また、生産年齢人口の減少による医療従事者の不足が進み、麻酔科医の確保も困難になると予想されます。

以上の要因を踏まえると、現在の手術件数及び手術内容、並びに今後の地域における市立病院の役割・機能を考慮すれば、新病院において予定している3室から2室（うちバイオクリーン対応1室）への削減が妥当と考えます。

エ 外来診察室

新病院の外来診察室は、フリーアドレス制を採用し、診療科横断的に柔軟に利用できる構成とするとともに、コロナ禍の教訓を踏まえて新興・再興感染症に対応できる陰圧室や個室診察室を備える計画としています。

しかし、将来的な人口構造の変化と医療需要の減少が予測されるため、入院・外来ともに患者数の減少が見込まれます。したがって、外来診療体制や運用体制を検証し、診察室数については現在の基本計画に示す31室から25室程度への削減を検討すべきであると考えます。

オ 標榜科

現在の基本計画において26診療科を標榜していますが、医師の確保が出来ない診療科については廃止等を含め、標榜科を見直すことが望ましいと考えます。

カ 医師確保

昨今の地域医療を取り巻く環境は厳しく、各医療機関においても医師の確保は最重要課題の一つです。市立病院が「地域型病院」の役割を果たすため、圏域における医療機関としての役割分担を明らかにし、広域型病院等と連携し、医師確保に努めることを求めます。

キ その他

(ア) 病院名称

現在の名称は、利用者が場所を誤認する可能性があると考えられることから、松本西部地域の医療を担う病院として誰もが場所を連想できるよう、名称の見直しの検討が必要と考えます。

(イ) 将来を見据えた施設整備

将来の医療需要の変化に応じて、病床数の更なる縮小や病床機能の変更にも柔軟に対応できる設計とすることを求めます。

(ウ) 基本計画の修正

本答申による基本計画の修正については、計画内容を改めて見直し、整理・最適化する必要があると考えます。

3 資料等

(1) 松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会名簿

	氏 名	団体名・役職
委員長	花 岡 正 幸	信州大学医学部附属病院 病院長
委 員	相 澤 克 之	相澤病院 病院長
委 員	小 林 正 典	松本市医師会 会長
委 員	若 月 真 也	長野県健康福祉部 参事 地域医療担当
委 員	伊佐治 裕子	松本市副市長
委 員	佐 藤 吉 彦	松本市立病院 院長

(2) 開催経過

回数	開 催 日 時 会 場	出席 委員	会 議 事 項
1	令和7年12月16日（月） 19：00～21：20 松本市役所第一応接室	6名	・諮問 ・市立病院建設事業の経過・市立病院の現状について ・新たな地域医療構想及び長野県の医療提供体制のグランドデザインについて ・意見交換、論点確認
2	令和8年1月20日（火） 19：00～20：40 松本市役所第一応接室	6名	・市立病院建設基本計画における病院の役割、診療機能等について
3	令和8年2月17日（火） 19：00～21：10 松本市役所第一応接室	6名	・市立病院建設基本計画における病院の役割、診療機能等について
4	令和8年3月16日（月） 19：00～21：00 松本市役所第一応接室	6名	・答申（案）について

(3) 会議時配布資料

回数	配布資料名
1	・ 委員名簿 ・ 松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会設置要綱 ・ 令和2年12月に松本市立病院建設専門者会議から提出された「松本市立病院建設に関する専門者会議提言」 ・ 松本市立病院建設基本計画 ・ 松本市立病院建設基本計画（概要版） ・ 資料1 松本市立病院建設事業の経過 ・ 資料2 松本医療圏における松本市立病院の役割 ・ 資料3 松本市立病院経営状況等実績 ・ 資料4 令和7年4月1日職員数 ・ 資料5 新たな地域医療構想及び長野県の医療提供体制のグランドデザイン ・ 資料6 見直し検討に当たっての議論の進め方
2	・ 資料1 新病院の役割・診療機能等 ・ 資料2 病院概要 ・ 資料3 医療機関認定・指定一覧 ・ 資料4 医師一覧 ・ 資料5 全身麻酔下で行われた手術の分類 ・ 資料6 手術室稼働率 ・ 資料7 外来診療科概算収支 ・ 資料8 病床稼働率・腎透析センターの状況 ・ 資料9 近隣の医療機関
3	・ 資料1 新病院の役割・診療機能等
4	・ 資料1 答申（案）

庁 議 資 料
8. 4. 7
財 政 部

(報告事項)

令和8年度6月補正予算の編成について

令和8年度6月補正予算の編成について報告するものです。

記

1 予算編成方針

令和8年度当初予算は、通年ベースでの編成を行っていること、また、年度が始まって間もないことから、6月補正予算については、次の経費に限って編成することとします。

- (1) 当初予算編成後に生じた事由により、速やかな取組みが必要となった政策的経費
- (2) 6月補正予算を前提として先送りした政策的経費
- (3) 国、県補助事業の内示及び決定に伴う経費で、補正措置を講じなければ事業執行上支障をきたす経費

2 予算編成日程等

- (1) 見積書の提出期限 4月10日(金) 正午厳守
- (2) 見積書の提出部数 4部
- (3) 査定(折衝)日程予定
 - ア 課長折衝 4月15日(水)～4月16日(木)
 - イ 部長折衝 4月23日(木)～4月24日(金)
 - ウ 市長査定 5月 7日(木)～5月11日(月)

※ 概ね上記の日程により行う予定ですが、詳細については別途通知します。

担当：財政課
課長 宮澤 憲治
(内線1340)